

議案第 99 号

土地明渡請求に係る和解及び和解金額の決定について

次のとおり、広島高等裁判所松江支部平成10年（ネ）第17号土地明渡請求控訴事件について和解し、及び和解金の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年11月27日

三朝町長 吉田秀光

平成10年11月27日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

- 1 和解の相手方 倉吉市昭和町1丁目182番地
三好正
- 2 和解の要旨 町は、和解金として444,000円を支払うものとする。
- 3 和解の理由 町道赤松本泉線（昭和58年4月1日町道認定）の区域内に所在する相手方（三好正）所有にかかる土地（三朝町大字湯谷字檜木前584番地2の土地）の明渡請求事件について、広島高等裁判所松江支部の和解の勧告があったことにかんがみ、和解するものである。